

実質化された人・農地プラン（高木地区）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
朝倉市	高木地区	令和3年3月31日	令和4年8月31日

1 対象地区の現状

1) 地区内の耕地面積（市農地台帳より）	214.2 ha
2) アンケートに回答した地区内の農業者の耕作面積合計	129.1 ha
3) 地区内の75歳以上の農業者の耕作面積合計（市農地台帳より）	75.4 ha…A
i) Aのうち、アンケートに回答した面積合計	46.4 ha…B
① Bのうち、後継者がいる 面積合計	13.1 ha…C
② Bのうち、後継者がいない 面積合計	27.3 ha…D
ii) Aのうち、後継者について不明の面積合計（A-C-D）	35.0 ha
4) 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	-0.7 ha…E
<p>（備考）※貸付け等の意向が確認された農地は、826筆、56.7haとなっている。</p> <p>・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、28.0 ha (D-E) 多く新たな農地の受け手の確保が必要。</p>	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年7月の災害で大きく被災しており、復旧が完了していない。</li> <li>・災害を受け、水があたらなくなった農地がある。</li> <li>・高齢化が進んでおり、担い手の確保が厳しい状況である。</li> <li>・鳥獣による農産物被害が多く、電気柵を始め対策はとっているもののさらなる対策が必要。</li> <li>・山間地で狭小地が多いため、継続が難しい。</li> </ul>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田及び樹園地を中心に認定農業者に集約化していく。</li> </ul>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧関連の計画と連携し、認定農業者による農地利用を行う。</li> </ul>
---

5 今後の地域の中心となる経営体（別紙）